

(公開)

第 8 回

岩沼市農業委員会総会議事録

令和 3 年 8 月 2 7 日

岩 沼 市 農 業 委 員 会

令和3年8月27日岩沼市役所6階第一会議室において、下記案件を審議するため、第8回岩沼市農業委員会総会を開催した。

記

- | | |
|------|-------------------------------|
| 日程第1 | 会期の決定 |
| 日程第2 | 議事録署名委員の指名 |
| 日程第3 | 農地法第3条の3第1項の規定による届出について |
| 日程第4 | 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について |
| 日程第5 | 農地法第18条第6項の規定による解約通知について |
| 日程第6 | 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について |
| 日程第7 | 農用地利用集積計画について |

1、出席委員

1番	平井 博	2番	長田 幸浩	3番	佐藤 勲	4番	長田 克美
5番	大友 信由	6番	渡邊 等	7番	猪股 政一	8番	郡山 正志
9番	菅原 龍也	10番	八巻 文彦	11番	宮部 淳子	12番	木皿 清
13番	菅井 武雄	14番	吉田 俊美				

2、欠席委員

3、農地利用最適化推進委員

17番 鎌田 正治

4、事務局職員

事務局長事務取扱	新妻 敏幸	主査	小林 真由
主事	佐々木 常行		

1、同日午後1時30分開会

- | | | |
|------------|---|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 議 | 長 | ただいまから、第8回岩沼市農業委員会総会を開会いたします。
ただいまの出席委員は14名で、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づく定足数を充たしており、本日の総会は成立いたしております。 |
| 議 | 長 | 日程第1、会期の決定について、を議題といたします。今期総会の会期は、本日1日といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。
(「異議なし」の声) |
| 議 | 長 | ご異議なしと認めます。よって、今期総会の会期は本日1日と決定いたしました。 |
| 議 | 長 | 日程第2、議事録署名委員の指名をいたします。議事録署名委員は、岩沼市農業委員会規程第19条の規定により、議長において、2番長田幸浩委員、3番佐藤勲委員を指名いたします。よろしく願いいたします。 |
| 議 | 長 | 日程第3、報告第1号、農地法第3条の3第1項の規定による届出について、を議題といたします。事務局から報告願います。 |
| 新妻事務局長事務取扱 | | 議案書の1頁をご覧ください。報告第1号、農地法第3条の3第1項の規定による届出について、3件受理いたしております。内容につきましては、いずれも相続による所有権の移転でございます。なお、この届出については、委員会規程による事務局長専決事項となっております。以上でございます。 |
| 議 | 長 | ただいまの事務局からの報告に対し、質疑・ご意見等をいただきます。ご意見等がある方は、挙手願います。ございませんか。
(「なし」の声) |
| 議 | 長 | ないようですので、報告第1号を終了いたします。 |
| 議 | 長 | 日程第4、報告第2号、農地法第4条第1項第8号の規定による届出について、を議題といたします。事務局から報告願います。 |
| 新妻事務局長事務取扱 | | 議案書の2頁をご覧ください。報告第2号、農地法第4条第1項第8号の規定による届出について、1件受理いたしております。内容につきましては、個人住宅建設のための転用でございます。以上でございます。 |
| 議 | 長 | ただいまの事務局からの報告に対し、質疑・ご意見等をいただきます。ご意見等がある方は、挙手願います。ございませんか。
(「なし」の声) |

議	長	ないようですので、報告第2号を終了いたします。
議	長	日程第5、報告第3号、農地法第18条第6項の規定による解約通知について、を議題といたします。事務局から報告願います。
新妻事務局長事務取扱		議案書の3頁及び4頁をご覧ください。報告第3号、農地法第18条第6項の規定による解約通知について、4件受理いたしております。内容につきましては、いずれも合意解約でございます。整理番号1及び2については、所有権移転を行うため、整理番号3及び4については、●●●●●●●●●●が農業用施設を整備するための通路を設けるため、中間管理機構との契約を解約するものです。なお、この解約通知の受理につきましては、委員会規程による事務局長専決事項となっております。以上でございます。
議	長	ただいまの事務局からの報告に対し、質疑・ご意見等をいただきます。ご意見等がある方は、挙手願います。ございませんか。 (「なし」の声)
議	長	ないようですので、報告第3号を終了いたします。
議	長	日程第6、議案第1号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、を議題といたします。それでは、整理番号1について、担当委員から説明願います。
佐藤委員		議案書の5頁、位置図の1頁、2頁をご覧ください。去る8月24日、長田委員、木皿委員、鎌田農地利用最適化推進委員、私、あと事務局2名で●●●●●●●●●●の申請地を見てまいりました。貸付人は●●●●●●さん、借受人は●●●●●●●●●●ということで、話を聞きながら現地を確認してまいりました。転用目的は、農業用施設用地で、育苗施設へ進入するための通路として周りから入ることもできないので、隣接したところを転用して、直接育苗ハウスに入れるように転用することが目的であります。今回の申請については、前回の申請に含まれておらず、前回は育苗施設として一体として利用する、という申請があったのですが、その中で育苗ハウスに入る通路の転用申請がされていなかったということで今回申請に至ったようです。位置図の土地は従前地であり、まだ換地されておられませんので、従前地の地番となっております。ほ場整備の関係で実際の地番とは異なる場所の地番で申請していて、一時利用地での面積は60㎡で、それに合う従前地が存在しないため、書類上、●●●●さんが所有している一時利用地で面積が最も近い●●●●●●●●●●、400㎡の一部を転用するというのでございます。そして、転用して、育苗ハウスに入るための通路となっておりますので、辺りに対する影響はないと見てまいりま

議	長	<p>した。皆様の審議のほど、よろしくお願ひ致します。</p> <p>ただいまの担当委員からの説明に対し、質疑・ご意見をいただきます。ご意見等のある方は、挙手願ひます。ございませぬか。</p> <p>（「なし」の声）</p>
議	長	<p>ないようですので、お諮りいたします。議案第1号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、の整理番号1は申請のとおり、許可相当として県に進達することにご異議ございませぬか。</p> <p>（「異議なし」の声）</p>
議	長	<p>ご異議なしと認めます。よって、議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、の整理番号1は、申請のとおり、許可相当として県に進達することに決しました。</p>
議 鎌田農地利用最適化推進委員	長	<p>それでは、整理番号2について、担当委員から説明願ひます。</p> <p>議案書の5頁、位置図の3頁、4頁をご覧ください。24日に担任委員会が行われました。第2班のメンバーと事務局とで行ってまいりました。場所は岩沼インターの北西部に位置しています。土地の地目は畑、326㎡です。譲渡人は●●●●さん、譲受人は●●●●さんです。●●さんは今回の申請地の隣に住んでおり、自宅兼事務所を建てられました。その為、この土地を駐車場及び通路として使用したいということで申請されました。内容については、位置図の4頁にあります三角の土地が今回の申請地になります。この場所は、古い地図なのでビニールハウス等がありますが、実際現地で確認したところ撤去されておりまして、畑として利用された跡がありました。今回は草刈りもされている状態でした。三角の土地の北側に一軒家屋がありますが、そこに●●さんが自宅兼事務所を建てました。建設業をされているようなので、この宅地だけでは狭く、車を置けないということで今回この土地を駐車場兼通路として転用したいという申請です。面している道路も広く、歩道もあり、航空写真だと分かりづらいですが、道路に面して側溝も入っております。大型車両でも楽に入れるような条件のいい土地だと思います。周辺の畑がありますが、そこへの影響もないと思われまゝ。以上で現地調査の報告となりますが、ご審議の方、よろしくお願ひいたします。</p>
議	長	<p>ただいまの担当委員からの説明に対し、質疑・ご意見をいただきます。ご意見等のある方は、挙手願ひます。ございませぬか。</p>
宮 部 委 員 議 長 佐 々 木 主 事	長	<p>建設業とのことですが、どのような内容の仕事ですか。</p> <p>事務局説明願ひします。</p> <p>建設業とは聞いておりますが、詳しい内容までは確認しておりませぬ。</p>

鎌田農地利用最適化推進委員	多分土木関係の仕事だと思います。前三色吉にも同じ会社がありました。
議 長	宮部委員、よろしいですか。
宮 部 委 員	はい。
平 井 委 員	今回の申請地に通路が入っていませんか。
鎌田農地利用最適化推進委員	正確に何mかはわかりませんが入っています。この位置図の古い写真を見てわかるように、譲渡人が以前住んでいた家の入り口となっています。今住んでいる人も入っていると思われます。
佐 藤 委 員	私も一緒でしたが、●●さんから聞き取りをしたところ、ここの土地はすでに転用済だから大丈夫という話を聞いて買ったようですが、実際に登記するときに司法書士の方からここは農地では、と言われて初めて気付いて申請したという経緯のようです。売主が道路は昔から使っているから大丈夫という話で、借主も許可されているという認識でいたようです。
議 長	事務局から補足説明をお願いします。
佐 々 木 主 事	補足させていただきますと、北側に家を建てたのが令和元年ですが、家を建てるときに、●●●さんから今回の申請地の土地も使っているという了解を得て、使ってもいいものだと思います、通路にする前提で家を建てたようです。●●さんもこの土地を買いたいという流れの中で、この土地が畑で転用していないことが分かり、●●さんも2年くらい道路として使用している為、始末書をいただき、今回追認という形になりますが、申請をいただきました。
平 井 委 員	最初の説明の中で、事務局で始末書をいただいたということが分かれば何も言いません。
八 卷 委 員	参考までに聞きますが、この道路は大型進入禁止ではないですか。この道路から浦條線まで行くと大型入れないですよ。
佐 藤 委 員	大型進入禁止にはなっていません。
議 長	他にございませんか。
	(「なし」の声)
議 長	ないようですので、お諮りいたします。議案第1号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、の整理番号2は申請のとおり、許可相当として県に進達することにご異議ございませんか。
	(「異議なし」の声)
議 長	ご異議なしと認めます。よって、議案第1号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、の整理番号2は、申請のとおり、許可相当として県に進達することに決しました。
議 長	日程第7、議案第2号、農用地利用集積計画について、を議題といたし

新妻事務局長事務取扱

ます。事務局から説明願います。

議案書の6頁、別冊の農用地利用集積計画案をご覧ください。農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画案を作成いたしましたので、審議を求めるものでございます。利用権設定に係るものが2件、筆数6筆、合計面積3,783.00㎡でございます。利用権設定を受ける方については、同法第18条第3項の要件を満たしており、農地の集積を図るため、賃貸借を行うものでございます。所有権移転に係るものは2件、筆数2筆、合計面積は1,714.00㎡でございます。所有権移転を受ける方については、同法第18条第3項の要件を満たしており、農地の集積を図るため、売買を行うものでございます。なお、今回のこの農用地利用集積計画の公告は、8月31日を予定しております。以上でございます。

議 長

ただいま、事務局から説明がありました。所有権移転の2番については、農業委員の自己に関する事項となっております。よって、最初に利用権設定と、所有権移転の1番に関しての、質疑・ご意見をいただきます。ご意見等のある方は、挙手願います。ございませんか。

八 卷 委 員

所有権移転の件ですが、農地所有適格法人の経営状況を見ると、売上が約400万円台の家族経営の法人さんです。この方、どうして個人で買い取りしないのですか。法人で買い取らないといけない理由がありますか。今後法人として農業をやっていけるのですか。そういう法人に農地を売り、今後耕作放棄地となってしまうのを、家族経営なので第三者が入っていない法人に対してなかなか新しい土地を求めるのは難しいと思います。法人より個人で買う方が適切だと思います。今回許可をし、今後法人が耕作できなくなった場合農業委員としての責任はありますか。

小 林 主 査

今回法人で買うことになったのは、●●●●さんが認定農家になっていて、認定農家ということは規模拡大を目指して経営をしていくということで認定を受けていることもあり、ご本人からも法人で買いたいというご希望があった為、法人での売買になりました。

八 卷 委 員

個人の認定農家であれば売上400万台でも特段問題ないが、法人として400万台の規模で、将来のことを考えた時に果たして本当に大丈夫なのか、ということです。確かに書面上は認定農家でしょうけど、現実的に農業委員として許可していいのか。万が一、農家をやめたときに個人であれば個人の財産ですけど、法人の財産はその後誰が管理するのですか。法人で農地を買うときは、もっと法人の中身を明確にすべきだと思います。

議 長

この件に関しまして、皆様他にご意見ありませんか。なければ事務局お願いします。

小 林 主 査

●●●●さんは、農地所有適格法人の要件を満たしているため、農地所

平井委員 5反歩ないときは、中間管理機構を解約するのでは。

小林主査 今回は基盤法で農地法の5反歩要件がない為、解約はしません。効率的かつ安定的に経営できるか、ということを見ていただけたらと思います。岩沼市が所有している土地を岩沼市で公募し、3ha借りて作っています。現在換地処分前で、令和4年度に換地処分がされる見込みでしたので、換地処分後に農業委員会を通して賃貸借を行っていただく予定です。現在、その土地でオリーブやブルーベリー等を作っています。

議長 農業委員会として何ら問題ないので、この計画案のとおりということで皆様よろしいですか。

(「なし」の声)

議長 ないようですので、お諮りいたします。議案第2号、農用地利用集積計画の利用権設定と、所有権移転の1番については、計画案のとおりとすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第2号、農用地利用集積計画の利用権設定と、所有権移転の1番については、計画案のとおりとすることに決しました。

議長 それではここで、猪股委員は除斥となります。

(猪股委員、退室)

議長 それでは、所有権移転の2番についての、質疑・ご意見をいただきます。ご意見等のある方は、挙手願います。ございませんか。

平井委員 田植機や糶摺り機がないようですが、他の人に任せていますか。

小林主査 田んぼに関しては、作っていません。

(「なし」の声)

議長 ないようですので、お諮りいたします。議案第2号、農用地利用集積計画の所有権移転の2番については、計画案のとおりとすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第2号、農用地利用集積計画の所有権移転の2番については、計画案のとおりとすることに決しました。

議長 猪股委員の除斥を解きます。

(猪股委員、入室)

議長 猪股委員に報告します。当該案件については、計画案のとおり決しました。

議

長

本日の総会に付議された案件の審議は、すべて終了いたしました。
これをもって、第8回岩沼市農業委員会総会を閉会いたします。
ご起立願います。ご苦労さまでした。

(一同 礼)

午後2時10分閉会

上記は、会議の顛末を記録したもので、その正当たるを証するため、署名をする。

令和 年 月 日

議長 (会長) _____

委員 2番 _____

委員 3番 _____